

## ◆実際に取り付けてみた◆

### 1 まずは取り付ける位置を確認

住警器は正しい位置に設置することで、初めてその効果を発揮する。定められた位置に正しく取り付けるよう、注意して作業に取りかかろう。



◀天井に取り付ける場合は、天井の中心へ設置するのがベスト。難しければ、壁から60センチ(住警器の中心から)離れた位置に取り付けよう(梁などがあれば梁から60センチ離れた位置に設置する)。



◀壁に取り付ける場合は、天井より15センチから60センチ以内の位置に取り付けよう。天井に設置するより作業は楽だ(壁に付けるタイプの住警器も同様)。

### 2 いよいよ取り付け開始

住警器の大半は、ネジで設置するタイプだ。事前にドライバーを用意しておく。



◀住警器の土台部分を、壁や天井に取り付ける。脚立に登っての作業は危ないので注意しよう。取り付け天井や壁に土台を当て、テープなどで仮留めしておけば作業は楽だ。



◀いよいよ土台部分に本体を取り付ける。留め具に沿って本体をはめ込み、カチッと音がするまで回そう。これで取り付けは完了だ。作業時間は個人によって差があるが、おおむね5から10分で完了だ。

### 3 どんな音が出るのか確認しておく



◀最近の住警器は自動で試験するタイプが多いが、そうではないものもある。火災時に慌てないためにも、どんな音が出るのか一度確認しておく。

▶購入の際は、NSマーク(日本消防検定協会鑑定合格証)が付いている製品を選ぼう



住宅用火災警報器には大きく分けて2種類のタイプがある

1【煙式】煙を感知し、音と音声で火災を知らせる。今回の消防法一部改正によって設置が義務付けられたのはこのタイプだ。寝室・居間・階段上部などに適している。

2【熱式】熱を感知し、音と音声で火災を知らせる。台所や車庫などに適したタイプだ。

# 住宅用火災警報器は煙を感知して警告する前に「逃げること」が可能だ

燃え広がる前 火災発生初期・煙が立ち上がった段階

# 報器は煙を感知して警告する前に「逃げること」が可能だ

で警告を発し避難を促す住宅用火災警報器。いわば「命の見張り番」だ

警報器設置によって死者数は3分の1に

住宅用火災警報器(以下住警器)は、火災の煙や熱を感知し、警報や音声を出す。80から90デシベル※という大きな音で、住人に避難を促す。

平成18年に発生した住宅火災の死者数は100件当たり7・7人。しかし、住警器が設置された住宅火災での死者数は、100件当たり2・4人と圧倒的に少ない。火災の発生時、火が小さいうち(煙が立ち上がった段階)に気づき、消火に当たったり、逃げ出せたりしたからと思われる。住警器によって助かる命が、確かにそこにはある。

消防庁では、住宅火災による死者を減らすことを目的として、消防法の一部を改正。すべての住宅について住警器の設置を義務付けた。既存の住宅は、県下一律、今年5月31日までに設置しなければならぬ。その期限はもう間もなくだ。

煙式と熱式の2種類ある。煙式を選ぼう

住警器は大きく分けて2種

寝室や階段への設置は必須となっている

住警器は、必ず寝室に設置することとなっている(就寝に使っている子ども部屋も含む)。寝室が2階以上にある場合、階段にも設置しなければならぬ。2階がある家で火災が起きた場合、階段が煙突の役割をして煙を運び、2階もあつという間に危険にさらされてしまうからだ。なお静岡県の場合、台所への設置は「努力義務」として

類ある。一つは、煙を感知して、音や音声で知らせる「煙式」。もう一つは、熱を感知して、音や音声で知らせる「熱式」だ。設置が義務付けられているのは煙式の方。寝室や階段上部、居間などに適したタイプだ。

ほかにも、ガス漏れなども感知する「複合型警報器」や、耳の不自由な人に、光などで知らせるタイプもある。

住警器には、天井に取り付けるタイプと壁にかけるタイプがある。電源は、電池か家庭用電源(コンセント)。取り付けるのが簡単なのは、配線が不要な電池式だ。誰でも簡単に設置できる。3年・5年・10年と電池の寿命もさまざま。どれも価格に大きな差はないため、管理が楽な10年タイプを選ぶと良い。作業が大変だと思ったら、電器店、工務店などに設置を依頼するのも一つの手法だ。

必ず注意したいのが規格。感度やブザーの音量など、基準に合格したNSマーク(日本消防検定協会の鑑定合格証)付きの住警器を選びたい。日本の家屋に合っているという証だ。

いる。必須ではないが、火を扱う場所だけに設置するのが好ましいとされている。

住警器は、消防用設備取扱店やホームセンター、家電量販店、メーカーのウェブサイトなどで購入することができ。詳しい情報や分からないことは、消防本部などで教えてくれる。

【問い合わせ】

島田市消防本部

☎(37) 0119

金谷消防署川根北分遣所

☎(58) 3015

※デシベル：音の大きさを表す単位。身近な音の大きさを「90デシベル」を表すと、犬が吠える声(正面5m)、騒々しい工場の中、カラオケ(店内客席中央)などになる。消防法で定められている音量は70デシベル以上。一般的に出回っているものは80デシベル以上がほとんど。